

訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担
訪問型サービス （独自）Ⅳ （1回につき）	1ヶ月の提供回数が1回から4回までの場合 （事業対象者・要支援1・2）	2,670円	1割～3割
訪問型サービス （独自）Ⅴ （1回につき）	1ヶ月の提供回数が5回から8回までの場合 （事業対象者・要支援1・2）	2,710円	1割～3割
訪問型サービス （独自）Ⅵ （1回につき）	1ヶ月の提供回数が9回から12回までの場合 （事業対象者・要支援2）	2,860円	1割～3割

（注）上記の基本利用料は、陸前高田市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	1割～3割
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の10%	1割～3割
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）		4.2%	1割～3割
新型コロナウイルス感染症への対応…		0.1%（令和3年9月30日まで）	1割～3割

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（1） キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャン

セル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情があり場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 30%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 50%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

## (2) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、1ヶ月以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日又は27日(祝休日の場合は直後の平日)に、利用者が指定する口座より引き落とします。